２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事(I)及び同種工事(II)の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、均等割りの10分の６以上のものに限る。）

(ｱ) 単体で申請する場合　下表に掲げる同種工事(I)及び同種工事(II)の施工実績をすべて有すること。

なお、同種工事(I)①～④の施工実績は、提案する構造形式に応じた施工実績をすべて有すること。

(ｲ) 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）にあっては、同種工事(I)①～④のうち提案するすべての構造形式に応じた施工実績、及び同種工事(II)の施工実績をいずれかの構成員が有すること。

代表者は下表に掲げる同種工事(I)①～④のうち、提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有し、かつ同種工事(II)の施工実績を有すること。

代表者以外の構成員は下表に掲げる、同種工事(I)①～④のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績、または同種工事(II)の施工実績を有すること。

(ｳ) 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）にあっては、同種工事(I)①～④のうち提案するすべての構造形式に応じた施工実績、及び同種工事(II)の施工実績をいずれかの構成員が有すること。

橋梁補修改築工事を担当する場合は、提案する構造形式に応じた同種工種(I)①～④のいずれかの施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、同種工事(II)の施工実績を有すること。なお、橋梁補修工事及び土木工事の双方を担当する場合は、同種工事(I)①～④のうち提案する構造形式に応じたいずれかの同種工事(II)の施工実績を有すること。

＜同種工事＞

(I)　橋梁補修改築工事　技術提案の構造形式に応じて①～④に該当する施工実績を有すること。

①　道路橋において、鋼桁上のプレキャストＰＣ床版による施工を行った工事（コンクリート製の床版を提案する場合）

②　道路橋において、鋼床版もしくは合成床版による施工を行った工事（鋼製の床版もしくは合成床版を提案する場合）

③　道路橋において、橋梁総延長240ｍ以上のプレキャストＰＣ桁の架設を行った工事（コンクリート製の桁を提案する場合）

④　道路橋において、橋梁総延長240ｍ以上の鋼桁の架設を行った工事（鋼製の桁を提案する場合）

(II)　土木工事　供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事の施工実績を有すること。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。

(3)　次に掲げる基準を満たす統括責任者を建設工事に専任で配置すること。

１）統括責任者が、一級土木施工管理技士、またはこれと同等以上の資格を有し、かつ10年以上の現場実務経験を有すること。上記の「これと同等以上の資格」とは、建設業法第26条「主任技術者及び監理技術者の設置等」に記載される同法第15条第２号に該当するものをいう。

２）統括責任者が、平成16年度以降に以下の施工実績を有するものであること。

ただし、施工実績の取扱いは２(2)３）に同じ。

＜施工実績＞

主任（監理）技術者又は現場代理人として、供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。

３）専任の統括責任者については、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術提案書提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(4)　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を建設工事に専任で配置できること。

１）専任の主任技術者又は監理技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。上記の「これと同等以上の資格」とは、建設業法第26条「主任技術者及び監理技術者の設置等」に記載される同法第15条第２号に該当するものをいう。

２）現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成16年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した以下の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは２(2)３）に同じ。

(ｱ)　単体で申請する場合　単体の場合は、下記に掲げる同種工事(I)①から④のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

(ｲ)　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）の場合は、共同企業体として下記に掲げる同種工事(I)①から④のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

(ｳ)　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）の場合は、同種工事(I)①から④のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有している現場代理人を配置すること。橋梁補修改築工事を担当する場合は、同種工事(I)①から④のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、同種工事(II)の施工実績を有している主任（監理）技術者を配置すること。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、同種工事(I)①～④のうち、提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有する主任（監理）技術者を配置すること。

＜同種工事＞

(I)　橋梁補修改築工事　技術提案の構造形式に応じて①～④に該当する施工実績を有すること。

①　道路橋において、鋼桁上のプレキャストＰＣ床版による施工を行った工事（コンクリート製の床版を提案する場合）

②　道路橋において、鋼床版もしくは合成床版による施工を行った工事（鋼製の床版もしくは合成床版を提案する場合）

③　道路橋において、橋梁総延長120ｍ以上のプレキャストＰＣ桁の架設を行った工事（コンクリート製の桁を提案する場合）

④　道路橋において、橋梁総延長120ｍ以上の鋼桁の架設を行った工事（鋼製の桁を提案する場合）

(II)　土木工事　供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。

３）専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

４）監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。